

社会福祉法人つぼみ福祉会役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人つぼみ福祉会（以下「当法人」という。）の役員及び評議員の報酬及び実費弁償等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、当法人の理事及び監事をいう。

(理事会への出席報酬)

第3条 役員及び評議員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(理事の報酬)

第4条 理事長が理事会以外の日において、当法人業務にあたった場合は、別表により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 理事が、理事会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務にあたった場合は、別表により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬)

第5条 監事が、当法人及び事業の監査の業務にあたった場合は、別表により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、当法人業務のため出張する場合は、別表により報酬を、別に定める旅費規程により旅費を支給することができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員及び評議員は、この規程は適用しない。

(改正)

第8条 この規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

この規程は、平成22年7月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月27日に決議し、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年11月8日に決議し、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年5月20日に決議し、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年 月 日に決議し、平成29年4月1日から施行する。

別 表

名 称	報酬（1回）	実費弁償費 （交通費 1 km あたり 30 円）
理事会・評議員会、出席報酬等	3,000円	2,000円 （限度額）
理事長業務報酬等	15,000円	2,000円 （限度額）
理事・評議員・監事、報酬等	10,000円	2,000円 （限度額）
監事監査指導報酬等	18,000円	2,000円 （限度額）
名 称	報酬 1 日	旅費
報 酬	20,000円	旅費規程に基 づき支給する